

三財地域づくり協議会規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 この会は、三財地域づくり協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、住民相互の協力と連帯により、地域住民自らが地域住民のため、美しい自然や環境・文化を守り、幸福な暮らしが将来にわたりできるように、地域づくりに励むことを目的とする。

(活 動 の 範 囲)

第3条 協議会の区域は、三財地区の区域内とする。

(事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、西都市大字下三財5211番地2、三財地区館内に置く。

(事 業)

第5条 協議会は第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) いきいきふれあい事業
- (2) おもいやりクリーン事業
- (3) ふるさと継承事業
- (4) その他の目的達成のために必要な事業

第2章 組織

(会 員)

第6条 協議会の会員は、下記の者をもって組織する。

- (1) 地域に居住する住民
- (2) 地域に住所地を置く事業所の職員
- (3) 地域で活動する団体の構成員
- (4) その他会長が必要と認める者

(役 員)

第7条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 会 計 1名
- (4) 事業実行委員長 各1名
- (5) 監 事 2名 (会員代表者から会長が指名)

2 役員は、運営委員会で選出する。

- (1) 役員選出にあたっては、選考委員（各事業実行委員長・区長会長）を選出し選考

委員会において選考にあたるものとし、監事については、会長が会員代表者より指名する。

(2) 選出及び指名された役員は、総会において承認を得るものとする。

(役員 の 職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(3) 会計は、協議会の会計を掌る。

(4) 事業実行委員長は、実行事業を総括する。また、主体団体組織の意見を集約し、役員会に提議するとともに、運営委員会に事業を提案する。

(5) 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員 の 任期)

第9条 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

2 役職をもって役員となった者については、当該役職の任期期間とする。

その役職任期が協議会事業年度の概ね三ヶ月前となる場合は、協議会年度期間までとする。

3 欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 任期の起算は、当該年度の通常総会日に始まり翌年の通常総会日に終わる。

(顧問)

第10条 協議会に、顧問をおくことができる。

2 顧問は役員会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、協議会会長の諮問に応じるとともに、要請に応じて運営委員会に出席し、助言を与えることができるものとする。

(運営委員)

第11条 第16条に定める運営委員会の運営委員は、次に掲げる各団体等の代表者及び役員、及び個人で構成する。構成員は「別表1」のとおりとする。

(1) 協議会の趣旨に賛同し参加する団体組織

(2) 協議会の趣旨に賛同し参加する事業所

(3) 行政区、自治会等及び会長の推薦により参加する個人

第3章 会議

(会 議)

第12条 協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会、地域総代会、事業実行委員会で構成する。

(会議の開催及び運営)

第13条 前条の総会、役員会、運営委員会、地域総代会は会長が招集し、事業実行委員会は主体団体組織で構成し、事業実行委員長が招集する。

また、会議は各会議の構成員の過半数以上の出席（委任状提出も含む）で成立する。

2 会議は公開を原則として、会議議題等は事前に周知する。

3 議決は出席者の過半数で決する。

(総 会)

第14条 総会は、会員の代表者をもって構成し、年1回の定例会と必要に応じて臨時会を開催する。

2 代表者は、各集落の実行組合長又は班長及び各集落公民館長及び団体組織・事業所の代表とする。

代表者及び数は「別表2」「別表3」によるものとする。

但し、「別表2」において、集落の改編及び公民館長が集落代表者と兼務又は単独選出等改正が有る場合、会長判断にて追加削除できるものとする。

(1) 地区及び団体組織・事業所の代表者選出は、各々に委ねるものとする。

(2) 協議会が行う事業と活動に、地区住民への啓発と参加協力が必要なときは、地域総代会（実行組合長「班長」・公民館長）を会長が招集し会を開催することとする。

3 総会は、次に掲げる事項を議決する

(1) 事業計画・事業報告に関する事項

(2) 予算・決算に関する事項

(3) 規約の改廃等に関する事項

(4) 役員の承認に関する事項

(5) その他協議会の運営に関し、必要と認められる事項

4 総会において、役員及び事務局が説明と質疑への答弁を行う。

5 総会の議長は、出席会員代表者の中から選出する。

6 総会の議事については、議事録を作成することとする。

7 議事録署名者は2名とし、会長が出席会員代表者より指名する。

8 会長は、招集するいとまがないとき、その他やむを得ない理由があるときは、書面にて総会を行うことができる。この場合、議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる書面議決により行う。書面議決書の未提出については棄権したものとみなし、白紙提出は賛成に含むものとする。

(役 員 会)

第15条 役員会は、正副会長、会計、各事業実行委員長をもって構成し、毎月1回会長が招集する。

2 役員会は、次の事項について協議、作成する。

(1) 協議会の運営に関する事項

(2) 年間事業計画の策定に関する事項

(3) 予算・決算の作成及び予算の更正に関する事項

(4) 広報内容の確認と発刊に関する事項

(5) 規約の改廃及び規則の制定または改廃に関する事項

(6) 各事業の支援及び助言に関する事項

(7) 行政機関等に関する案件の処理及び実行を促進する活動

(8) 事務局の人事に関する事項

(9) その他会長が必要と認める事項

- 3 役員会は、協議会予算・決算について運営委員会に意見・同意を求めるとともに、事業経過について報告しなければならない。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会には委員長1名を置く。但し、委員長は協議会会長が兼ねる。
- 3 運営委員会は、事業実施の進捗に応じて随時会を開催する。
- 4 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 協議会全体としての事業の企画立案に関する事項
 - (2) 各事業への必要な助言に関する事項
 - (3) 役員会の提案、報告に関する事項
 - (4) 予算・決算・規約の改廃・役員の選任・その他総会提議に関する事項
 - (5) その他会長が必要と認める事項
- 5 運営委員会は、運営委員長が招集し議長にあたる。
- 6 運営委員長は、事業を行うにあたり必要と認める時は、運営委員会に協力委員を補充することができるものとする。

(事業活動)

第17条 事業活動は「別表4」に掲げる活動を行うものとする。

- 2 各活動については、関係する団体で協議し活動の推進にあたる。

(事業実行委員会)

第18条 本会の事業を具体的に企画、実践するために3つの事業実行委員会を置く。

- 2 事業実行委員会は、各事業実行委員に属した者の内、主体団体組織の長が正副委員長となり事業の企画、調整、運営実行を行う。尚、必要とあれば関係する団体組織委員を招集し会を開催することができる。
- 3 事業実行委員会の事業企画は、運営委員会に図り承認を得て執行する。

(事務局)

第19条 協議会の事務を処理するために三財地区館内に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、服務規程は別途定める。
- 3 事務局長は会計の実務を担当する。
- 4 事務局長は協議会の事務を統括するとともに、その運営及び活動に伴う経理の収支を記録し、決算を報告する。
- 5 事務局長は、広報原稿の作成と発行を役員と協議し担当する。

(事業間の調整)

第20条 事業間の調整は、役員会で行う。

第4章 財務

(経費)

第21条 協議会の運営に要する経費は、補助金、交付金、会費、委託料、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計期間)

第22条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第5章 雑則

(規約の変更)

第23条 この規約を変更するには、総会出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(解散)

第24条 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会出席者の3分の2以上の承認を得なければならない。

(委任)

第25条 この規定に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

附 則

1. この規約は、平成21年12月23日から施行する。
2. 設立年度の役員任期は、第9条の規定にかかわらず設立日より平成22年3月31日までとする。
3. 平成21年度の会計年度は、第24条の規定にかかわらず施行の日から平成22年3月31日までとする。
4. 平成22年4月20日 第14条第2項及び「別表2」「別表3」の一部規約改正
5. 平成23年4月20日 第7条第2項、第9条第4項、第14条「別表3」、第17条及び「別表4」の一部規約改正
6. 平成24年4月22日 第4章 財務（会費）の第22条を削除し、23条以下を1条ずつ繰り上げて、新22条の上に(会計期間)を付けたす。
7. 平成25年4月23日規約第11条第1項に係る「別表1」及び第17条第1項に係る「別表4」の一部改正。
8. 平成26年4月25日 規約第5条、第7条第1項及び第17条に係る「別表4」の一部改正。
9. 平成27年4月24日 規約第11条に係る「別表1」及び第14条第2項に係る「別表3」の一部改正。
10. 平成28年4月22日 規約第11条に係る「別表1」の一部改正。
11. 平成29年4月25日 規約第11条に係る「別表1」の一部改正。
12. 平成30年4月25日 規約第11条第1項に係る「別表1」及び第17条第1項に係る「別表4」の一部改正。
13. 平成31年4月23日 規約第11条に係る「別表1」の一部改正。
14. 令和2年4月30日 規約第11条に係る「別表1」及び第17条に係る「別表4」の一部改正。
15. 令和3年4月26日 規約第11条に係る「別表1」及び第17条に係る「別表4」の一部改正。規約第14条に8を追加し一部改正。

16. 令和4年4月26日 規約第11条に係る「別表1」の一部改正。
 17. 令和5年4月18日 規約第11条に係る「別表1」の一部改正。
 18. 令和6年4月22日 規約第11条に係る「別表1」の一部改正。

別表1 第11条関係 (運営委員)

各種団体組織・事業所名	各種団体組織・事業所名
◆三財区長会 (8名)	◆岩崎保育園 (代表1名)
◆三財地区公民館長 (代表1名)	◆三財地区体育振興会 (代表1名)
◆三財地区民生児童委員会 (代表1名)	◆J A 西都三財支所 (代表1名)
◆三財消防団 (代表1名)	◆下三財駐在所 (代表1名)
◆三財小中学校PTA (代表2名)	◆交通安全協会上三財支部
◆三財小中学校 (代表1名)	◆交通安全協会下三財支部
◆三財商工会 (代表1名)	◆J A 西都三財壮年部 (代表1名)
◆医療福祉施設 (三財病院・並木の里・こひつじ歯科) (代表1名)	◆J A 西都三財青年部 (代表2名)
	◆J A 西都三財女性部 (代表1名)
◆三財保育所 (代表1名)	◆三財有志市職員会 (代表1名)

行政区、自治会等及び、会長の推薦により参加する個人		
1. 深美 公康	三財1区	行政区推薦
2. 安藤 賢次	三財2区	行政区推薦
3. 川尻 泰治	三財3区	行政区推薦
4. 後藤 靖博	三財4区	行政区推薦
5. 江藤 久成	三財5区	行政区推薦
6. 上岡 征一	三財6区	行政区推薦
7. 深美 典	三財7区	行政区推薦
8. 藤田理恵子	三財8区	行政区推薦
9. 後藤 郁朗	三財5区	会長推薦
10. 本部富貴子	三財2区	会長推薦
11. 黒木 幹雄	三財2区	会長推薦
12. 岸上 美穂	三財3区	会長推薦
13. 黒木 和利	三財2区	会長推薦
14. 宮原 幸弘	三財1区	会長推薦
15. 宮田 明大	三財1区	会長推薦

別表2 第14条関係(代表者)「実行組合長・班長・公民館長」

行政区	代 表 者 集 落 名	数
三 財 区	下 加 勢 下	1
	下 加 勢 上	1
	久 米 田	1
	前 原 1	1
	前 原 2	1
	前 原 3	1
	井 尻	1
	戸 敷	1
	藤 田	1
	藤 田 2	1
	八 双 田	
三 財 区	並 木 1	1
	並 木 2	1
	並 木 3	1
	並 木 4	1
	霧 島	1
	月 中	1
	川 原 田	1
	亀 塚 上	1
	亀 塚 下	1
	亀 塚 東	1
三 財 区	東 岩 崎	1
	中 岩 崎	1
	西 岩 崎	1
	坂 下	1
	若 宮	1
	本 町	
	恵 比 須	1
	第 1 住 宅	1
	第 2 住 宅	1
	大 島	1
三 財 区	外 原	1
	諏 訪 上	1
	諏 訪 下	1
	門 田	1
	石 野 田 上	1
	石 野 田 上 一	1
	石 野 田 中	1
	石 野 田 下	1
	石 野 田 東	1
	古 城	1

行政区	代 表 者 集 落 名	数
三 5 財 区	小 野	1
	岩 井 谷	1
	牧 野	1
	上 の 宮	1
	小 森	1
	観 音 寺	1
	光 ケ 丘	1
	水 喰	1
三 6 財 区	団	1
	元 山	1
	棧 敷 野	1
	百 井	
	仁 田 脇	1
	元 地 原	
	雷 野	1
	田 野	1
三 7 財 区	小 豆 野	1
	福 王 寺	1
	堂 山	1
	谷 川	1
	中 村	1
	上 金 倉	1
	金 倉 下	1
	加 勢 下	1
三 8 財 区	加 勢 中	1
	加 勢 上	1
	石 尾	1

【公民館長】

行政区	代表者 公民館	数
三財1区	久下	1
三財1区	戸敷・井尻	1
三財1区	藤田	1
三財2区	亀塚上	1
三財2区	並木	1
三財3区	岩崎	1
三財3区	元村	1
三財4区	石野田	1
三財6区	永元	
三財7区	金倉	1

別表3 第14条関係 (代表者) 「団体組織・事業所」

各種団体組織・事業所名	
◆株式会社日本剣道具製作所	(代表 1)
◆三財郵便局	(代表 1)
◆上三財郵便局	(代表 1)
◆三財川筋土地改良区	(代表 1)
◆デサントアパレル株式会社 西都工場	(代表 1)

別表4 第17条関係 (事業活動)

	活 動 名
1	子どもと高齢者交流活動
2	へそハイキング活動
3	カヌー体験活動
4	子ども見守り活動
5	集落声かけ活動 (カレンダー配布)
6	高齢者・施設等への花の配付活動
7	文化財等看板設置活動
8	へそ祭り
9	学校交流サポート活動